

# 『学校感染症』による出席停止について

保護者様

大阪府立狭山高等学校

医師により下の枠内の感染症と診断された場合は、学校保健安全法第19条の規定により、欠席ではなく出席停止扱いとなります。つきましては、主治医が登校を許可するまで家庭で療養してください。許可が出ましたら、『登校許可証』を主治医に記入していただき、登校の際に担任にお出しください。

主治医様

大阪府立狭山高等学校

日ごろより、本校生徒がお世話になり、ありがとうございます。以下の生徒の疾病が学校感染症に該当するものであり、登校してもよいと判断される場合、次の『登校許可証』に記入のうえ、生徒または保護者にお渡しください。

## 登校許可証

年 組 名前

上記の者は、次の疾病で 年 月 日から

年 月 日までの ( 日間)

療養中であったが、主要症状が消退して登校に支障がないものと認めます。

病名に○印をつけてください

1. インフルエンザ
2. 百日咳
3. 麻疹（はしか）
4. 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
5. 風疹（三日ばしか）
6. 水痘（水ぼうそう）
7. 咽頭結膜熱（プール熱）
8. 結核
9. 髄膜炎菌性髄膜炎
10. その他（ ）

年 月 日

医療機関名

医師名

印